

出資法の上限金利引き下げ等を求める決議

決 議

- 1 利息制限法の制限利率を、市場金利に見合った利率まで引き下げるのを求める。
- 2 出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げるのを求める。
- 3 貸金業の規制等に関する法律第43条のみなし弁済規定を廃止するのを求める。
- 4 日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止するのを求める。

以上決議する。

提 案 の 理 由

- 1 平成16年の個人破産申立件数は、平成15年の24万2,357人より多少の減少をしたが、それでも21万1,402人におよんでいる。潜在的な破産予備軍といわれる人に至っては、100万人とも200万人とも言われている。
また、平成15年には8,897人の人が経済的な理由で自殺している。これは、自殺の直接的な原因のみの数字であり、経済的な理由により家庭崩壊や、健康を害したりして、その結果自殺に至る、いわば間接的な原因が経済的な理由である人も含めると、その数は3倍にもおよぶとも言われている。多重債務問題は、多重債務者の家庭を壊し、職を失わせ、健康を害し、果ては自殺あるいは犯罪にも走らざることもある大きな社会問題になっていることは、我々のよく知るところである。
- 2 多重債務問題の大きな要因が、高金利であることは自明のことであり、出資法の上限金利を、経済的弱者保護の為の法律である利息制限法程度まで早急に引き下げる必要がある。しかしながら、貸金業界は、潤沢な資金を利用して、政治家のみならず、学者、マスコミにまで働きかけ、現在の出資法の上限金利引き下げはおろか、制限金利を撤廃させて金利自由化さえ目論んでいる節がある。いわく、制限金利を引き下げるに優良な業者がヤミ金化する、ハイリスクの資金需要者に対する資金供給がなされなくなる、あるいは金利を自由化すれば消費者の選択肢が増え、貸金業者の間の競争によって適正な金利が実現される、経済が活性化される等々主張されている。しかし、これらの主張は、上記のように現実に多数の多重債務者を発生さ

せ、その人生を破綻させ、あるいは永続的に搾取し続けていることを隠蔽し、自らの不当な利益を確保し続けるためのまやかしの理論あるいは倒錯した理論であり、日本司法書士会連合会消費者法制検討委員会の「上限金利撤廃の弊害と金利引下げの必要性」の意見書その他によって、根拠のない主張であると論駁されている。たとえば、経済が活性化されるという主張に対しては、高金利の与信がされた場合、一時的には消費が増えるかもしれないが、その後長期にわたって、与信を受けた者は返済に苦しみ、消費に回す資金そのものが無くなる結果、長期的にみれば消費の減退を引き起こすと考える方が理に合っている。

3 市民が安全に生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが不可欠であり、また、利息制限法は国民の生活を守るために極めて重要な法律であり、その例外を定める貸金業規制法43条のみなし弁済規定は、早急に廃止すべきであり、同様に日賦貸金業者や電話担保金融の特例も廃止すべきである。

4 我が国の利息制限法は、第2次大戦後の混乱期に、物価や銀行の約定平均金利などの上昇に伴って、昭和29年に改正され、元本が10万円未満の場合は年20パーセント、10万円以上100万円未満の場合は年18パーセント、100万円以上の場合は年15パーセントに引き上げられ、その制限利率が現在まで維持されている。

しかしながら、昭和29年当時の銀行の貸出約定平均金利は年9.08パーセントであったところ、平成17年2月時点での銀行の貸出約定平均金利が年1.724パーセントであることと比較すると、適正な制限利率を算出するための前提となるべき金融・経済事情が現在とは全く異なっていることがわかる。仮に、昭和29年に定められた利息制限法の制限金利を、昭和29年当時の貸出約定平均金利と平成17年2月時点における貸出約定平均金利に比較・スライドして改正するとすれば、元本が10万円未満の場合は年3.80パーセント、10万円以上100万円未満の場合は年3.42パーセント、100万円以上の場合は年2.85パーセント程度が妥当ということになる。

利息制限法の制限利率は、社会実態や市場金利と見合うものであるべきであるか

ら、現在の我が国の金融情勢を鑑みれば、利息制限法の制限利息も大幅に引き下げる必要がある。速やかに、健全な金利政策が実現されるよう求めるものである。なお、利息制限法の制限利息を引き下げる場合は、当然に出資法の上限金利も利息制限法の制限利息に合わせて引き下げる必要があることを付言する。出資法の上限金利と利息制限法の制限利息が同一でなければ、再びグレーゾーン金利が生じることになるからである。

5 平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部改正法）制定の際、出資法の上限金利については同法施行後3年を目途に見直すこととされ、その時期は平成19年1月と言われている。

上限金利を引き下げる立法をなすには、国民的な世論の形成が不可欠であり、関係団体が一致団結し膨大なエネルギーをこの運動に注ぎ込むことが必要である。それも、立法日程の関係上、直ちに精力的に活動する必要がある。われわれ石川県司法書士会は、この世論形成の一翼を担うことを決議した。そうすることが、クレサラ事件が7、8割を占めるといわれる簡裁事件を扱い、日常的に多重債務問題を取り扱い、多重債務問題を熟知しているわれわれ司法書士の責務であると考えるものである。

平成17年5月21日
石川県司法書士会